防衛施設建設事業に関する提言（平成28年度）

平成２８年８月

有志による防衛施設建設事業に関する懇談会

本提言は、（公財）防衛基盤整備協会における調査研究事業として実施しているものである。

防衛施設建設事業に関する提言（平成２８年度）

Ⅰ　はじめに

政府は、平成 26 年 6 月に、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図る等の観点から、公共工事の品質確保の促進に関する法律等関連 3 法の改正を行い、同年 9 月に、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」を閣議決定しました。これを受け平成 27 年 1 月には、公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議において、関係省庁申し合わせとして、「発注関係事務の運用に関する指針」（以下「運用指針」という。）が取りまとめられました。公共工事の品質確保と担い手の確保のための具体的な実施事項を明確にし、発注者としての責任と役割を確実に履行できるように措置することとされています。

これら法律等の制定以降、国及び地方公共団体の発注機関においては、国交省を中心として、公共工事の品質確保と担い手の育成・確保に向けた各種取り組みが一体となって進められているものと承知しております。

この提言は、防衛省における建設工事の品質確保及び担い手育成・確保への取り組みに係る各種施策及び発注関係事務の実施状況について、受注者の立場からの意見を聴取し、防衛省における発注関係事務の一層の改善に向けた提言を行なうため、（公財）防衛基盤整備協会では調査研究事業の一環として、防衛省の建設関係業務の経験者及び契約実績のある企業等からなる「有志による防衛施設建設事業に関する懇談会」を設置し該懇談会において意見を取りまとめたものであります。

なお、当協会においては、平成２６年３月、平成２７年７月に同様の提言を取りまとめ、関係機関に報告しているところであり、この提言は、これらの提言を引き継ぐものとして位置付けるものであります。

Ⅱ　主要な提言事項について

これまでに、防衛施設建設事業の発注関係事務に係る諸課題の抜本的な解決のためには、プロジェクト管理の手法を適用した発注関係事務の体制の整備、人材育成への取り組みなど防衛施設建設事業に係る発注関係事務の全般的な改善に関する提言を行ってきておりますので、これらの提言については、引き続き積極的な対応をお願いします。

今年度の提言においては、防衛施設建設事業に参加する場合の負担軽減及び発注関係事務の適切な履行の観点から、①営繕工事における公開数量を契約数量とすること、②入札及び積算等に関する情報の積極的な公表、③施工監理業務の業務内容、権限及び責任等の明確化について、の３点を主要な提言として

おります。

＜主要提言１＞

○　**建築及び設備工事における公開数量を契約数量として位置付け、この数量に増減が生じた場合には、設計変更の対象とすることを基本とする必要があります。**

（背景・理由）

建築及び設備工事においては、発注者側で算定した工事数量は、公開はされていますが、参考値としての位置づけであり、契約図書に変更がない限り設計変更の対象としない取扱となっています。

このことによって、入札参加者は相当の労力又は経費をかけて、工事数量の算定を行う必要があり、入札参加の足枷となっています。仮に、自ら再算定することなく、公開数量に基づき入札価格を算定している場合は、公開数量の過小な違算によるリスクを負って参加していることになります。他方、発注者の立場においては、予定価格の算定において、数量が過大に違算されているというリスクを負って予定価格を設定していることになります。

公開数量を契約数量として位置付けることによって、上記のような入札参加者及び発注者双方のリスクが解消されると共に、入札参加者の大幅な負担軽減に寄与するものであると考えられます。

なお、国土交通省官庁営繕部は、平成２８年３月３１日に「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行について」という文書を発出して、同様の取扱を開始しているところであり、建築及び設備工事の主要な発注機関である防衛省においても早急な取り組みが必要であると考えます。

＜主要提言２＞

○　**入札及び積算に関する情報の開示について、入札参加者の負担軽減及び入札・契約手続きの公正性・透明性の確保等の観点から、以下の措置を講じる必要があります。**

（１）発注見通しで公表される入札公告の時期は、より具体的な予定（例えば公告予定月）とすること。

（２）発注見通しで示される工事額の精度向上を図ること。

（３）積算内訳書の公表期間を現行の３ヶ月から１年に延期すること。

（４）次の積算に関する情報は、国の他の発注機関における実施状況を踏まえ、積極的に公表すること。

ア　市場調査及びメーカー等からの見積りによって決定している資機材及び工事価格等（見積り徴収相手方を含む）

イ　標準歩掛の適用において採用している作業条件等
ウ　当該工事の積算に採用している物価誌の発行月

（背景・理由）
（１）及び（２）について
入札に参加するために必要な技術提案書等の作成を入札公告から３週間程度の短期間で行う必要があり、そのための要員確保等を円滑に行うため、入札公告が行われる時期を出来るだけ具体的に把握する必要があります。
また、同様の趣旨で、発注見通しで示される工事額についても、出来るだけ正確な情報を示す必要があります。
（参考：北関東防衛局の発注見通しの中には、公告予定月が明示された例があります。）
（３）について
公表された積算内訳書については、自社積算の評価、類似工事の積算などに活用しているところであるが、公表される期間が３ヶ月と短期間であることから、国交省の実施事例（３ヵ年）を踏まえ、１年以上の公表期間を確保する必要があります。併せて、できるだけ早期の積算内訳書の公表についても努める必要があります。
（４）について
入札においては、調査基準価格が設定され、これをわずかでも下回った場合には、実質的に受注できない制度となっていることから、官積算における調査基準価格をいかに正確に算定するかが、受注できるか否かを決していると言っても過言ではありません。国の発注機関においては、積算基準、標準歩掛、労務費などを公表し、入札参加者が官積算による積算額を適切に算定できるように配慮しているところでありますが、他の発注機関においては、防衛省の公開範囲を超えて公表している状況であるので、これらのことも踏まえ、積算に関する情報の積極的な開示が必要です。

＜主要提言３＞
○ 工事現場における施工監理業務については、当該業務の会計法上の位置付け、役割及び責任などを明確にした上で、次の措置を講じる必要があります。
（１）施工監理技術者の所掌する業務の範囲、業務の実施方法、権限及び責任を契約書及び業務仕様書等に明確に規定すること。
（２）工事仕様書等に施工監理技術者の業務についての必要な事項を記載し、工事関係者間で認識を共有するための措置を講じること。

（３）施工監理技術者に対する講習制度及び資格認定制度などを創設し、当該技術者の業務処理能力の向上に努めること。

（背景・理由）

防衛施設建設工事において、各地方防衛局が、発注者としての業務を適切に実施するためには、施工監理業務等の一層の有効活用が不可欠であると考えられますが、当該業務に対しては、担当技術者の役割、権限及び責任が曖昧であり、十分に機能していないとの工事受注者からの指摘や、設計変更など過大な業務を発注者から指示されるなどとの業務受注者からの指摘があります。

このような課題を解決するためには、当該業務の監督官の業務との関連を整理してその位置付けを明確にする必要がありますが、その際には、契約事務規則等における監督業務の外部委託に関する国交省等の規定、及び防衛省における装備関係の規定を参考にして行う必要があります。防衛省建設工事における監督業務の外部委託について、その範囲、実施方法等をこれらの規定を参考に明文化することが不可欠と考えられます。

その上で、提案の（１）及び（２）の措置を講じることによって、施工監理業務の適正な実施を図る必要があります。

施工監理業務の適切な実施を確保するためには、上記の制度を整備することのほか、業務の処理能力の高い技術者を確保することも、特に重要です。一方、当該業務の契約は一般競争入札（総合評価型）に行われておりますが、担当技術者の評価までは難しい状況であると承知しています。担当技術者が、防衛省における工事等の実施手続き等について熟知し、十分な業務処理能力を有することを証明するための、講習制度及び資格認定制度の創設が必要であると考えます。

Ⅲ　提　言

運用指針の構成にしたがって、以下のとおり提言します。

１　発注関係事務の適切な実施

（１）調査及び設計段階

ア　調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択

提言１：米軍施設及び自衛隊施設に係る実施設計に係る入札契約方式は、次の理由により、基本設計を含む実施設計として、プロポーザル方式を基本とする必要があります。

①　米軍施設については、設計計画レベルの調整が多く、実施設計とし

て業務を進めても、設計内容が大幅に変更されるのが通例となっていること。

② 自衛隊施設については、部隊から提出される要求資料の確度が低く、実施設計において部隊ニーズのレベルでの調整が必要になることが通例であること。

(背景・理由)

国交省は、実施設計を一般競争（総合評価型）方式で行っていると承知していますが、これは、事前に予備設計、基本設計及び同補備設計を行うなど、実施設計を行うための条件を時間を掛けて整備しているという事情があります。

一方、防衛省が行っている自衛隊施設に係る設計業務は、ほとんどの場合が基本設計等を行うことなく、部隊等が作成する施設要求書（仮称）に基づいて実施設計を行っているのが通例となっています。この施設要求書については、施設技術者によって精査されたものである場合が少なく、実施設計において調整の上、基本的事項を決めていく作業が必要となります。米軍施設に係る設計については、米軍が作成する基準書（CP）等に基づき、実施設計を行うこととされますが、実施設計における米軍との調整において、CPの内容が大きく変更されるのが通例となっており、米軍施設の実施設計においても、基本的事項の再検討が求められているのが実情であります。

このように、自衛隊施設及び米軍施設の実施設計には、基本設計等の業務が含まれており、相当の調整力と技術力を要することから、プロポーザル方式を基本とするなど、競争参加者の技術力を高く評価する方式の採用が必要と考えられます。

提言２：設計業務における技術者資格等の評価において、標準図活用発注方式及び各工種を含んだ総合設計として発注している場合の下請けの実績及び独立行政法人発注の設計業務の実績については、同種業務として評価する必要があります。

（背景・理由）

標準図活用発注方式等による場合、仕様書等において一括下請けが認められているなど、業務の一部を元請の管理の下に実施する通常の下請けとは区別して取り扱う必要があります。また、独立行政法人発注の業務については、他の多くの発注機関においては、同種業務として評価されています。

提言３：建築物に係る技術業務（調査・設計・監理業務）の発注に当たっては、設備設計事務所等における人材育成等の観点も踏まえ、建築物本体に係る技術業務と分離して発注する必要があります。

（背景・理由）

建築物に係る設備関係技術業務を建築関係業務と一体で発注された場合、多くの建築設計事務所等は、自ら設備関係技術業務を行う能力を有していないことから、設備設計事務所等へ下請けせざるを得ません。特に利益の確保の観点からみると、建築設計事務所等の下請けとなった場合には、単独業務として受託した場合に比べ、適正な利益を確保することが困難となる場合が多く、設備設計事務所等の経営規模が小さいことと相まって経営環境が厳しくなり、将来における設備関係技術業務の担い手としての人材確保・育成等に支障を来たすことにもなります。

イ　技術者の能力の資格等による評価・活用等

提言４：配置予定管理技術者の業務成績による評価については、以下の措置を講じることによって、技術提案等を重視したバランスのとれた評価基準とする必要があります。

① 評価ランクによる点数較差を、他の発注機関のものと同程度とすること。

② 担当技術者としての業務成績についても、評価の対象とすること。

(背景・理由)

防衛省発注の配置予定技術者の業務成績による評価は、最高点を３０点として、以下、２０点、１５点となっています。一方、国交省においては、１点刻みとなっています。

防衛省の評価基準によれば、技術提案力が同程度の参加者である場合には、業務成績の上位の配置予定技術者を有する参加者が、大きく優位になることになり、入札金額等のその他の評価項目の重みは相対的に小さくなってしまいます。

また、若手の技術者等を配置しようとしても、このような評価制度の下では、受注に結びつき難く、人材育成等の観点からも支障が生じるものと考えられます。

国交省等においては、担当技術者としての業務成績についても、配置予定

管理技術者とする場合の評価に計上できることとなっています。

提言５：自衛隊施設の実施設計業務の発注に際しては、調整が最小限度のものとなるよう、具体的な設計条件を明示する必要があります。

（背景・理由）

自衛隊施設の実施設計業務においては、発注時に示される設計条件の確度が低く、業務を進める中で、受注者において個々にユーザー側と調整を行っているのが通例となっています。

このような業務は、通常、実施設計の前段階で行われ、実施設計業務には含まれないものであり、受託者にとっては過重な負担となることから、改善が求められるものです。

提言６：建物設備の全面改修工事の設計業務については、新設設計と同等以上の費用を計上する必要があります。

（背景・理由）

建物設備の全面改修工事は、既存の建物を使用しながらの工事の実施となるなど、新設時には考慮しない多くの要素が含まれた設計業務となることから、新設設計以上の工数を要することとなるのが通例であることから、このような実情を踏まえた積算とする必要があります。

このような積算の考え方は、一部の防衛局で採用された実績もあることから、今後、改修工事が増加することが考えられることも踏まえ、歩掛等の整備を行う必要があります。

提言７：離島などの僻地における業務については、交通の事情など現場条件に即した積算を行う必要があります。

(背景・理由)

離島における調査、設計打合せ及び監理業務を実施する場合には、現地の交通事情によって、技術者の移動に大きな制約があります。

即ち、調査や打合せを行うには、前泊が必要となること、巡回監理においても、週の勤務日数が３～４日とされていても移動日を含むと、常駐監理と同様になってしまうことなどがあげられます。このような現場の実態を踏まえた積算等を行う必要があります。

提言８：設計条件を出来るだけ具体的に仕様書等に明示し、これに変更があ

った場合には、適切に仕様書等を変更すると共に、これに伴い必要となる履行期間及び委託料の変更を行う必要があります。

（背景・理由）

防衛省発注の設計においては、業務途中で設計条件が変更になること、ユーザー等との打合せにより設計内容の変更を指示されることなどがあったとしても、仕様書及び委託料の変更が行われることは、稀であるという実感があります。

建設コンサルタント業界においても、優秀な人材の確保等に苦労していることなどを考慮すると、担当技術者等の業務が正当に評価されないことは、これら技術者の防衛省発注業務への忌避を引き起こすことが考えられますので、設計仕様書における条件の明示及びこれに変更がある場合の適切な変更措置などがより一層必要となります。

（２） 工事発注準備段階

ア　工事の性格等に応じた入札契約方式の選択

提言９：建築物に係る設備工事（電気・通信及び機械設備工事）については、公共工事の品質確保の担い手の中長期的育成及び確保の観点等からも、引き続き分離発注する必要があります。

（背景・理由）

設備工事は、それ自体独立した高度専門分野を形成し、施工においても、多数の高度専門技術者とノウハウ等を要求されます。このような設備工事を建物と一体で発注された場合、建築工事会社は自ら施工する能力を有していないので、設備工事会社へ下請けせざるを得ません。

設備工事会社が、施工技術の維持向上とそれを有する公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成していくためには、適正な利益を確保していくことが不可欠であり、引き続き、設備工事は建築物工事とは分離して発注する必要があります。

建築業者の下請けとなった場合には、単独工事としての契約額より低い金額での契約となることから、将来における設備工事の担い手としての人材確保・育成等に支障を来たすことになります。

また、分離発注することにより、部隊への引き渡し後の不具合への対応など施工の責任範囲が明確になること、維持管理時における部隊関係者からの問い合わせへのより円滑な対応などの効果もあります。

提言１０：建築物等の耐震補強工事においては、各社の技術力を競える入札・契約方式とする必要があります。

(背景・理由)

建築物の耐震補強工事における設計において、特定の企業が有する補強技術をベースに図面が作成されている事例が見受けられます。このような設計図に基づき入札・契約が行われる場合、契約後、専門工事業者を決定する際に、当該技術を有する業者とトラブルを引き起こした事例も有ります。

耐震補強工法については、各社がその技術を競い多種・多様な工法が存在している状況であり、各社の技術力を競える公正性・透明性の高い入札・契約方式とする必要があります。

イ　現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成

提言１１:入札説明書において遵守が求められている各基地等の基地内規則については、入札前に入札参加者がこれを承知できるように措置する必要があります。

(背景・理由)

入札説明書において、遵守することが求められている基地内規則は、施工条件の一つとして位置づけられるものであり、入札に参加することは、これを承知していることが前提となります。現状においては、契約後に、その内容を知らされている状況であり、改善の必要があります。

ウ　適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定

提言１２：積算に当たっては、市場動向等を的確に把握し、積算基準等と乖離があると考えられる場合には、見積り方式を活用するなど柔軟な対応により市場動向に合致した積算を行う必要があります。

(背景・理由)

建築物に係る鉄骨、鉄筋、コンクリート、型枠及び左官工事等は、地域によっては、未だに高騰し実勢価格との乖離が見られる状況にあり、市場動向に合った積算とするためには、地域の特性を踏まえた市場動向を細かく把握し、これに柔軟に対応した積算とする必要があります。

提言１３：監督官事務所に係る事務員、車両及び運転手等の費用は、派遣契約やリース契約によることが通例となっていることから、このような実態を踏まえた積算とする必要があります。

（背景・理由）

監督官事務所に係る事務員及び運転手等の費用は、防衛省の基準に基づき算定されていると承知していますが、近年は社会保険など雇用者に対する雇用主の責任を明確にする必要があることなどから、派遣契約とすることが通例となっています。

また、車両に係る経費についても、損料計算によるとされている防衛省基準に基づき算定されていますが、現場に配置される車両は短期間であることなどから、近年は、受注者自らの車両も含め、リース車両によることが通例となっています。

提言１４：米軍基地内での工事においては、共通仮設費にパスの管理要員を見込むなど、米軍基地内工事の各種制約を踏まえた積算とする必要があります。

（背景・理由）

米軍基地内での工事においては、基地内への立ち入りのためのパスの取得、管理及び立ち入り者の基地内への案内など、基地立ち入り者の管理等のために専属で人員を配置する必要があります。このような実態を踏まえ、共通仮設費に、パス管理要員（基地立ち入り等の管理要員）を適切に計上する必要があります。

エ　発注や施工時期等の平準化

提言１５：適正工期について、国交省は完全週休２日制を踏まえて作成された日建連版適正工期プログラムを、今後展開していくと承知しています。防衛省においても、建設労働者の処遇改善等の観点から積極的な取り組みが必要です。

（背景・理由）

建設労働者は、依然として長時間労働を強いられている状況であり、これを解消することが建設業界における担い手確保策として重要であるとの認

識の下、業界一体となって取り組んでいるところであります。

（３） 入札契約段階

ア 適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等

（ア）個別工事に際しての競争参加者の技術審査

提言１６：入札参加時に求められる企業の工事実績及び配置予定技術者の工事実績については、当該工事における主要な技術要素などを踏まえ、施工技術等を有している企業が幅広く参加できるよう柔軟な設定を行う必要があります。

（背景・理由）

建設業界における技術者不足及び担い手の確保の観点からは、工事の品質が適切に確保される範囲で、出来るだけ多くの企業に入札参加の機会が与えられる必要があります。

イ　工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定

提言１７：総合評価方式における技術提案の評価項目の設定に当たっては、発注者として真に、品質の向上及び安全や環境保全に効果が期待できるものとする必要があります。

（背景・理由）

総合評価方式は、本方式の採用から 10 年を経過し、近年では、多くの参加者が満点の評価を得られるようになり、結果として、工事の受注は価格競争により決している状況になっています。

総合評価方式の本旨である企業の技術力を総合的に評価するという観点から、技術評価項目の設定及びその評価方法を実効あるものとする必要があります。

ウ　入札不調・不落時の見積りの活用等

提言１８：不調事案への対応については、工事の実施時期、見積り方式の採用等のほか、完成後の施工成績の加点、顕彰など総合的な対応策を講じる必要があります。

（背景・理由）

一般的に、改修事案、小規模工事、工期が長く技術者を長期間張り付ける必要のある事案は、参加者が少なく不調となる事例が多発しています。このような事案には、受注者に相当のメリットがあるような総合的な対策が必要です。

エ　公正性・透明性の確保、不正行為の排除

提言１９：開札後、施工体制の調査等のために落札者決定に相当の期間を要すると見込まれる事案については、処理状況を公表するなど公正性・透明性の確保に努める必要があります。

（背景・理由）

開札から落札決定通知までに相当の期間を要する事案が見受けられますが、入札の透明性の確保のため、その処理状況等を逐次公表する必要があります。また、競争参加者においては、落札に至らなかった場合、配置予定技術者を他事案に振り向けるため、自社の受注か失注かの結果を早期に承知する必要があります。

提言２０：競争参加する際には、当該工事の現場条件を的確に把握することが不可欠でありますが、現場説明会に代わるものとして、工事内容の説明及び現場の状況を動画配信する方法などを検討する必要があります。

（背景・理由）

現場説明会は、入札参加者が判明し、談合等の温床になる恐れがあるなどの理由から原則として実施されない状況となっています。しかしながら、防衛省発注工事は、殆どが基地内での工事であることから、現場状況の確認なしで入札に参加しなければなりません。

このような状況の改善策としては、工事内容の説明及び現場状況を動画に納め、インターネット等を利用して配信する方法などが考えられます。

提言２１：当初の入札公告の内容を予算の過不足などにより変更する場合、変更内容の入札参加者への周知を図るため、積算数量の全体像を提示するなど丁寧な対応をする必要があります。

（背景・理由）

入札公告後の工事内容の変更等は、電子入札システムにより変更内容が通知されていますが、必ずしも変更の全体像を把握できるものではありませんので、具体的に変更後の工事数量、変更された工事の措置、仮設計画の変更（変更なしを含めて）などを具体的に示す必要があります。

（４） 工事施工段階

ア　施工条件の変化等に応じた適切な設計変更

提言２２：工事内容を変更する際には、これに要する工期への影響及び経費を含めて協議を行い、発注者及び受注者間での合意を得た上で変更した工事に着手することを原則とする必要があります。

（背景・理由）

現場における設計の変更の指示と、最終的な契約変更による契約額の増減額の確定までには、通常相当の期間を要していますが、受注者にとっては、正式な設計図書に入っていない工事を金額未確定のまま実施しなければならないこと、増減額確定時の協議の難航による想定外の負担を強いられるというリスクを負っていることになります。

このような状況は適切な契約関係ということにはなりませんので、工事内容の変更の都度、工期及び経費の増減等について受発注者間で合意を得た上で工事を進めるという体制を構築する必要があります。

提言２３：契約後の設計の見直し等の受注者の責に帰さない工事の遅延の場合は、必要な現場要員の拘束等現場維持に要する経費を実態に即して計上できるよう措置する必要があります。

（背景・理由）

工事契約後の設計の見直し、設計図と現場との不整合のための修正設計などにより、工事の手待ちをしなければならないことが多く見受けられます。このような手待ちの状況においても、受注者は現場要員を拘束するなど現場の管理のための費用を費消している状況です。

このような受注者の責に帰さない理由での工事の遅延に係る費用の増分を営繕工事における「T」のような工期の要素を考慮して適切に算定できる

ようにする必要があります。

提言２４：発注者の都合により原契約に別途工事を追加し、工期を延期する契約変更を行う場合には、受注者の技術者の配置計画等にも配慮し、十分な期間を確保したうえで協議する必要があります。

（背景・理由）

建設業者においては、近年の技術者不足の中、仕事を受注するために、現場に配置されている技術者をいかに効率的に活用するかが経営上の大きな課題となっています。

工期末になって、想定外の工事が追加され、当該技術者を引き続き配置しなければならない事態となれば、予定していた他工事への入札参加等に支障を来すことになりますので、このような変更を行う場合には、十分な期間をおいた柔軟性のある協議を行う必要があります。

提言２５：見積活用方式により予定価格を算定した工事へのスライド条項の適用方法が示される必要があります。

（背景・理由）

請負契約書第２６条第１項に規定されているいわゆるスライド条項については、賃金及び資機材等の市場価格の変動に基づくものであると思料します。一方、見積活用方式においては、市場価格に依らず特別な価格を採用しているものであると考えられますので、スライド条項を適用とする場合のベースとなる価格と適用時点の価格をどのように設定するかが問題となります。

したがって、見積活用方式で予定価格を算定している場合のスライド条項の適用の可否及び適用する場合の変更額の算定方法を明確にしておく必要があります。

イ　受注者との情報共有や協議の迅速化等

提言２６：工事一時中止の要件に該当するものは、速やかに工事を中止させると共に、工事中止期間における必要な現場の体制、工事再開の見込み時期などを明らかにして、配置技術者の他現場での活用が円滑に行えるよう措置する必要があります。

（背景・理由）

工事一時中止に係るガイドラインにおいて、受注者の責に帰することができない事由により工事の施工ができない場合には、発注者は工事の中止を命じなければならない義務があるとされているところであり、当該ガイドラインに基づき、要件に該当する場合には速やかに工事一時中止の命令を下すと共に、これよる増し分費用を適切に計上することとされていますので、工事の一時中止は当該ガイドラインに従って適切に対応する必要があります。

提言２７：部分払いの時期については、受注者の希望する時期に支払ができるよう措置する必要があります。

（背景・理由）

部分払いの時期は、受発注者間の協議により決定されるものであると承知していますが、設計変更等の遅れにより受注者の希望する時期から大幅に遅れる事例が散見されます。

提言２８：受発注者間の情報共有を迅速に行うため、国交省で定めている「土木工事情報共有システム活用ガイドライン」に準拠したシステムの導入を検討する必要があります。

（背景・理由）

近年の防衛省発注工事においては、監督官が現場を訪れる頻度が減っていること、受注者の調整事項に対する回答が遅いことなど、受発注者間の意思疎通に問題のある事例が多くなっています。これらを解消する手段として、国交省において導入が進められているインターネットを活用した情報共有システムを活用することが考えられます。

２　発注体制の強化等

（１）発注体制の整備等

ア　発注者自らの体制の整備

提言２９：自衛隊関係の施設の整備において、工事に先立つ調査設計を前年度、あるいは前々年度に実施できる体制を整備することによって、工事発注や施工時期の平準化を図る必要があります。

（背景・理由）

自衛隊関係の施設の建設工事に係る予算は、従来、調査設計と工事が同年

度に計上される例が多く、工事の発注が年度末に集中する原因となっていると考えられます。また、設計期間を十分に確保できないことから、現場と設計の不一致などが発生しやすくなり、延いては、工事の着工延期、あるいは設計変更の増加などを招くことの遠因ともなっていると考えられることから、引き続き調査設計業務の前年度等に努める必要があります。

（参考：平成 20 年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示）

提言３０：人材育成を計画的、継続的に推進する体制を整備する必要があります。

（背景・理由）

組織における人材確保は、どのような組織であれ重要なことであり、防衛省においても真摯な取り組みが行われていると承知しています。

建設業界においては、担い手三法の改正を機に、建設技術者等の処遇改善及び人材教育等に積極的に取り組み、建設産業の魅力化を図り参入者の定着率の向上、新規参入者を増加させることによる担い手の確保に真剣に取り組んでいるところです。

建設業界の顧客は、発注者である官公庁が大きなシェアを占めていることから、業界の魅力は、官公庁の監督等との折衝の質によって、左右されると言っても過言ではありません。このような観点から、発注者においては、職員が自らの立場、役割を良く理解し、契約に基づく発注者の役割が適時・適切に行われるように職員の教育・育成を行う必要があります。

提言３１：処理しなければならない業務量に比して、配置できる職員の数が絶対的に不足しているという現状を踏まえ、次の措置を講じることによって、発注関係事務の外部委託を促進する必要があります。

① プロジェクト管理の手法を導入することなどによって、事業の計画から完成までに必要な作業を体系的に整理し、事業の全体的なプロセスを組織的に統制管理する仕組みを構築する。

② ①で明らかにした事業の実施に必要な作業のうち、発注者として実施しなければならない業務と、外部委託が可能な業務の仕分けを行う。

③ 外部委託が可能な業務について、発注関係事務における位置付け、権限と責任及び実施方法などを明確にする。

（背景・理由）

監督官と調整しても回答が返ってくるまでに相当の日時を要すること、監

督官等による現地の確認や現地の関係者との調整回数が少なく、円滑な作業の実施に支障を来たしているという、技術業務及び工事の受注者からの多くの意見があります。

これらの大きな原因は、業務量と配置されている職員数のアンバランスにあることが考えられます。このことの解消策としては、個々の職員の能力アップが考えられますが、これには当然のこととして限界があることから、業務の外部委託を検討する必要があります。

外部委託に当たっては、委託した業務の位置付け、担当者に与える権限と責任、業務の実施方法等を明確にして、発注業務の確実な実施に確実に効果のあるものとする必要があります。

提言３２：防衛省宛のメールの制限容量（３MB）を増加する必要があります。

（背景・理由）

防衛省職員宛に送付するメールの容量は、３MB 以下にするよう制限されています。近年は、デジタル写真の画素数の増加、動画の活用の拡大など、メール容量は増加の一途をたどっていますので、メール容量が３MB に制限されていると、現場状況の把握等業務に支障を生じることも考えられます。

提言３３：建築物に係る電気設備工事及び通信工事は、一体の電気設備・通信工事として、主任技術者あるいは監理技術者一人を配置する体制とする必要があります。

（背景・理由）

電気設備・通信工事は、一体工事として発注されている場合であっても、現場に配置する技術者については、それぞれの工事について求められ、工事の打合せ等も個々に行われる場合があることなどから、昨今の技術者不足と相まって、受注者にとっては大きな負担となっています。

＜参考＞　昨年度の提言

1　優先的に取り組む必要のある主要な課題

（1）業務の実施体制の見直しを行う必要があるもの。

提言１：中央及び地方防衛局の組織を見直し、業務への専念、広域異動の抑制、局間及び年間業務量の変動等への対応が可能な組織とすること。

提言２：調査・設計費及び工事費の予算について、事業の円滑な実施の観点から、以下の配慮を行うこと。

①　調査・設計と工事費の要求年度を分けること。

②　設計費については、庁費による支弁から工事費によるものに変更するなどして、業務に必要な経費を確保すること。

③　長期国債（４年又は５年国債など）の活用などによって、本来一体のものとして発注すべきものは、１件工事として発注できるように措置すること。

提言３：仕事の仕組み、手順などを見直し、以下の措置を講じることなどによって、組織的に業務のプロセスを管理する体制を整備すること。

①　プロジェクト管理の手法を導入することなどによって、事業の計画から完成までの全体のプロセスを組織的に統制管理する仕組みを整備すること。

②　外部委託による業務の位置づけ、内容等を防衛省における実施体制に適合するように再定義すると共に、積極的な活用を図ること。

（2）人材の育成を計画的、継続的に、かつ強力に推進すること。

提言４：人材育成においては、防衛施設建設部署としての業務に対する明確なビジョンを掲げ、その実現に向け、主に以下のことに留意して、計画的、継続的に、かつ強力に推進することが求められます。

①　リーダーの育成を図ること
②　顧客指向の業務に対する姿勢を確立すること

2　平成 27 年度意見聴取に基づく提言

（1）調査及び設計段階
ア　事業全体の工程計画の検討等
提言１：工事の計画段階において、工事の規模、内容等を踏まえた適切な工期を設定すると共に、関連工事間の着工順位等の工事手順を踏まえ、円滑に工事が実施できる計画を策定し、計画に従って確実に実施できるよう発注事務を統制・管理する必要があります。

イ　調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択
提言２：米軍施設の設計については、基本設計を含む設計業務として、入札契約方式を選定する必要があります。

ウ　技術者能力の資格等に評価・活用
提言３：技術業務に係る管理技術者の評価においては、更に以下の点について検討の上必要な措置を講じる必要があります。
①　建築関係業務においては、管理技術者の業務成績の評価において、他省庁発注業務での業務成績との単純平均により評価することとされていますが、防衛省における業務実績がより高く評価されるよう、防衛省における業務経験に重みをつけた加重平均により評価する手法を取り入れる必要があります。
②　施工監理業務は、年度末間近になって工事の工期が延長されることに伴い当該業務についても工期が延期されることになると、手持ち業務の制限により、新年度以降の業務への管理技術者の配置等に困難を来たすことになります。つきましては、管理技術者等の適切かつ円滑な配置を実施できるよう、工期延期等の情報の速やかな通知及び該事例のような場合の手持ち業務量制限の弾力的な運用について検討する必要があります。
③　事業監理業務等（統合監理業務を含む）は、業務成績の対象業務となっていないことから、当該業務に管理技術者等として 2 年以上専任で従事した者を、以後の他の業務の管理技術者に充てようとする際に、過去 2 年間の業務成績がないことから、総合評価における配点において最大で 30 点の差が生じるので、競争において著しく不利な立場におかれることになることから、このような技術者の評価を適切に行うための制度を整備する必

要があります。

④　「担い手育成対象業務」のようなものを創成して、管理技術者の実績評価を緩和すること、及び会社の支援体制等を評価して、支援体制が良好と認められる場合には、有資格者等と同等の評価を行なうこと等により、若手の育成が可能な入札制度とする必要があります。

⑤　担当技術者の実務経験等を証明するための資料について、パブディスのデータを活用して作成していますが、参加者の負担軽減の観点から、各技術者につき局毎に１回／年の提出とすることなどの効率化を図る必要があります。

エ　その他調査及び設計業務の品質確保

提言４：同一事案の調査及び設計業務については、設計業務を円滑に進めるため、設計に必要な調査データが適時・適切に取得できるよう、調査の発注時期を調整すると共に、調査データの提出時期を明示するなどの措置が必要です。

提言５：設計業務に係る以下の事項については、設計業務の現状を踏まえた業務の実施の条件を明示すると共に、これらに変更があった場合には、履行期間や業務委託料の変更を適切に行なうための措置が必要です。

①　自衛隊及び米軍ユーザー等との打合せ内容とその回数及び資料準備等に関すること

②　設計を行なうための建築主事及び消防等との調整等に関すること

提言６：施工監理業務（事業監理、統合監理を含む）については、発注者、業務の受託者、工事の受注者それぞれの役割・責任等を明確にした上で、施工監理者の行う業務の位置づけ、内容及び方法を仕様書等で明確にする必要があります。

提言７：施工監理業務等について、企業経営の安定化を図る等の観点から、設計業務等に設けられている前払い金制度の創設を検討する必要があります。

提言８：施工監理業務等において、常駐による業務の実施とされている場合に、担当技術者等の勤務日数、残業時間等について、休祝日、及び有給休暇の取得等の必要も踏まえ、発注者の柔軟な対応が必要です。

提言９：施工監理業務について、対象工事の工期が延長された場合の当該業務の変更は、調整事項の増、業務効率の低下など実態を踏まえた適切なものとなるよう措置する必要があります。

（２）工事発注準備段階に関するもの

ア　予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成

提言１０：機械・電気等の設備工事については、単独工事として発注することを基本とする必要があります。

イ　現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成

提言１１：設計の段階で、設計の適法性、現場との適合性、ユーザーニーズとの適合性など、十分に審査できる体制を整える必要があります。

提言１２：建築工事等における公開数量を、契約数量と位置づけ、図面と当該設計数量に齟齬があった場合には、設計変更の対象とすることなどの措置が必要です。

ウ　適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定

提言１３：以下の工事費積算価格については、適切な積算を円滑且つ公正に行うこと、仕様の明確化等の観点から、事前に公表することを検討する必要があります。

①　監督官事務所等に係る全ての経費

②　防衛局で実施している資材価格調査により定めている資材価格等

③　特殊な資機材、大量に使用する資材等に係る見積り採用価格

④　その他入札参加者において、算定が困難な資材、工事費等

提言１４：設備工事における土工事の単価については、市場価格によるのではなく、見積価格を採用できるよう措置する必要があります。

提言１５：米軍基地内の工事については、入退場時間の制約があること、パスの取得等に時間を要すること等、（歩掛りの割り増しを行う等）現場の実態に合致した積算を行なうことが出来るよう措置する必要があります。

提言１６：建築工事等において共通費の算定に用いるT(工期)については、

基地への立入りのためのパス申請期間、詳細図の作成期間など防衛省における工事の実情を踏まえて、算定できるよう措置する必要があります。

提言１７：離れた場所の工事をまとめて１件の工事として発注する場合の間接工事費の積算については、公共工事共通積算基準の運用第４章の４等に基づき、所要の経費を算定するよう周知・徹底を図る必要があります。

提言１８：入札前の発注者への積算に関する質問に対する回答については、出来るだけ具体的で、丁寧なものとなるよう努める必要があります。

（３）入札契約段階に関するもの

ア　適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等

提言１９：競争参加者に求める配置予定技術者の実績等については、昨今の技術者不足等を考慮し、実績として求める規模等を大幅に緩和する等、弾力的な運用をする必要があります。

イ　工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定

提言２０：総合評価方式における技術提案の設定及び評価等においては、以下のことに留意する必要があります。

①　技術提案の課題設定に当たっては、工事の規模、技術的な難易度及び現場条件を考慮の上、真に提案を採用することにより具体的な効果が期待できるものに限定して行なうものに限定すること。

②　技術提案の提出前に、現場の調査・確認を行えるよう措置する必要があること。

ウ　入札不調・不落時の見積り活用

提言２１：入札不調等となった工事を、他工事に含めて発注しようとする場合、当該入札不調となった工事の積算価格については、見積り方式等により行なう必要があります。

提言２２：市場価格をベースにした官側の積算価格により入札に付した場合には、落札札者を得ることが極めて困難であるという合理的な理由がある場合などには、第一回目の入札公告から見積り活用方式を採用できるよう措置する必要があります。

（４）工事施工段階に関するもの

ア　工事中の施工状況の確認等

提言２３：工事現場における諸課題に適時・適切に対応できる体制を整備する必要があります。

（５）工事の特性等に応じた入札契約方式の選択・活用について

ア　契約方式の選択

提言２４：設計施工一括発注方式の適用範囲は、「設計施工一括発注方式実施要領」に定める対象工事の要件に合致するものに限定して実施すべきであり、その適用に当たっても、最も優れた技術提案を得たものが、工事の受注が出来るように技術評価点の付与、予定価格の作成において留意する必要があります。

イ　若手や女性などの技術者の登用を促す方式

提言２５：現場の実務経験が一定期間以上であれば、監理技術者の経験を有する技術者と同等に評価する等、若手技術者を育成・確保し活用するための制度を整備する必要があります。

有志による防衛施設建設事業に関する懇談会

1　会議の開催

第１回　平成 28 年 5 月 10 日（木）防衛施設建設業務に関する意見の聴取

第２回　平成 28 年 6 月 15 日（水）防衛施設建設業務の改善策と提言のとりまとめ方針

（提言書は、事務局において取りまとめて参加者に確認（7 月 29 日～8 月 5 日）した。

2　参加者名簿（順不同・敬称略）

＜技術業務関係＞

野澤　幸弘	石谷　匡	中村　能昭	増田　慎吾
斉藤　武範	藤田　浩嗣	徳永　正巳	土田　忠由
藤井　高文			

＜工事関係＞

生澤　守	島川　正樹	本間　敏市	依田　毅
酒井　隆	大木　克彦	土居　隆彦	川野部　雄二
花野　光志	向　幸弘	藤井　高文	

3　事務局

公益財団法人防衛基盤整備協会第 4 事業部